

2020年3月27日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 J M C
代 表 者 名 代 表 取 締 役 渡 邊 大 知
社 長 兼 C E O (コード番号 : 5704 東証マザーズ)

問 合 せ 先 取 締 役 兼 C F O 篠 崎 史 郎
(TEL. 045-477-5751)

譲渡制限付株式報酬としての新株発行に関するお知らせ

当社は、2020年3月27日開催の取締役会において、下記のとおり、譲渡制限付株式報酬としての新株式の発行（以下「本新株発行」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 発行の概要

(1) 払込期日	2020年4月20日
(2) 発行する株式の種類及び数	当社普通株式 9,300株
(3) 発行価額	1株につき 522円
(4) 発行価額の総額	4,854,600円
株式の割当ての対象者 (5) 及びその人数並びに 割り当てる株式の数	取締役（社外取締役を除きます。） 4名 9,300株
(6) その他	本新株発行については、金融商品取引法による有価証券通知書を提出しております。

2. 本新株発行の目的及び理由

当社は、2019年2月13日開催の取締役会において、当社の取締役（社外取締役を除きます。以下「対象取締役」といいます。）に対して、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、対象取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入することを決議いたしました。また、当社は、2019年3月27日開催の第27回当社定時株主総会において、本制度に基づき、譲渡制限付株式の交付のために対象取締役に対して年額120百万円以内の金銭報酬債権を支給すること、年15,000株以内の譲渡制限付株式を交付すること等につき、ご承認をいただいております。

今般、本制度の目的、当社の業績、各対象取締役の職責の範囲及び諸般の事情を勘案し、対象取締役に対し本新株発行につき現物出資財産として払い込むことを条件に金銭報酬債権合計4,854,600円を支給することを決議するとともに、対象取締役に対し本新株発行を行うことを決議いたしました。なお、本制度の導入目的である企業価値の持続的向上の実現に向けてのインセンティブの付与及び株主価値の共有を実現するため、後記3のとおり、譲渡制限期間は3年としております。

3. 謙渡制限付株式割当契約の概要

当社と各対象取締役は個別に謙渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結しますが、その概要は以下のとおりです。

（1）謙渡制限期間 2020年4月20日～2023年4月19日

対象取締役は、上記期間中は、割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」といいます。）について謙渡、担保権の設定その他の処分をすることができないものとする。

（2）謙渡制限の解除

当社は、対象取締役が謙渡制限期間中、継続して、当社の取締役の地位にあったことを条件として、謙渡制限期間が満了した時点をもって、当該時点において対象取締役が保有する本割当株式の全部についての謙渡制限を解除する。ただし、対象取締役が、本割当契約に定める理由により謙渡制限期間が満了する前に当社の取締役を退任した場合には、謙渡制限を解除する時期及び数を必要に応じて合理的に調整するものとする。

（3）当社による無償取得

謙渡制限期間が満了した時点において謙渡制限が解除されていない本割当株式の全部について、当該時点の直後の時点をもって、当社はこれを当然に無償で取得する。

また、謙渡制限期間中に、本割当契約に定める無償取得事由が発生した場合、同契約で定める数の本割当株式について、当社は当然に無償で取得する。

（4）株式の管理

本割当株式について、謙渡制限期間中の謙渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、当社が定める証券会社に、対象取締役が専用口座を開設し、管理される。

（5）組織再編等における取扱い

当社は、謙渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、謙渡制限期間の開始日から当該組織再編等の効力発生日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、謙渡制限を解除する。また、この場合、当社は、上記により謙渡制限が解除された直後の時点においてなお謙渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

4. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

割当予定先に対する本新株発行の発行価額につきましては、恣意性を排除した価格とするため、取締役会決議日の直前営業日の終値といたしました。

また、発行価額522円については、取締役会決議日の直前営業日の直近1ヵ月間（2020年2月27日～2020年3月26日）の終値平均635円（円未満切捨て）からの乖離率△17.80%、直近3ヵ月間（2019年12月27日～2020年3月26日）の終値平均937円（円未満切捨て）からの乖離率△44.29%、あるいは直近6ヵ月（2019年9月27日～2020年3月26日）の終値平均1,154円（円未満切捨て）からの乖離率△54.77%

となっております。

上記を勘案した結果、本新株発行に係る発行価額は、割当予定先に特に有利なものとはいえず、合理的と考えております（乖離率はいずれも小数点第3位を四捨五入し、表記しております）。

また、取締役会に出席した監査役全員（3名、全て社外監査役）が、割当予定先に特に有利な発行価額には該当しない旨の意見を表明しています。

以上